

## 公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 2 月 25 日

岐阜県知事 江崎 禎英

### 記

#### 1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
養老町下笠字除内 4861 番	田	971

#### 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 8 年 3 月 31 日	令和 17 年 12 月 31 日まで	97,100 円

#### 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岐阜市藪田南 5-14-12

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 雨宮 功治

#### 4 農地の所有者等の情報

(亡) 小野 高義

#### 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岐阜地方法務局に補償金を供託してください。

#### 6 補償金の還付について

農地の所有者等は岐阜地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。